

# 特定技能の皆さんへ

特定技能の皆さん、お元気にお過ごしでしょうか？  
長期休暇の注意事項を下記にまとめましたのでしっかり頭に入れておいて下さい。

記

## 1.病気について

風邪、新型・季節性インフルエンザ、コロナウイルスの予防

- ・外から戻った時、また食事の前には必ず石鹸で手を洗い、うがいをしましょう。
- ・規則正しい生活をしましょう。(夜更かしをしない)
- ・栄養バランスのとれた食事を心掛けましょう。
- ・使用していない部屋の窓を大きく開ける等、寒い環境でも換気をしましょう。

## 2.交通事故について

日本の交通ルールをしっかり守り交通事故にあわないように気をつけましょう。

万一事故が起こったら・・・

いつも連絡カードを在留カードとともに携帯し、不測の事態のときでも落ち着いて組合や駐在員に連絡がとれるようにしておいて下さい。

また、自転車の交通ルールを守りましょう。ルールを守る＝自分の身を守ることです。

## 3.アルバイトについて

特定技能はアルバイト・内職は禁止されています！

在留資格の1年目は「技能実習1号口」2、3年目は「技能実習2号口」です。

他の事業所や店舗で報酬を受け取ることは就労活動となり本人はもちろん、会社・組合も罰則の対象となります！また、実習外活動となり帰国の対象です。

## 4.地震について

日本は地震の多い国だと言われています。もし地震が起きたら、どうすればいいのか、皆さんわかりますか？自分を守る行動ができますか？地震の関連資料（生活指導の教科書や、消防庁の防災マニュアル ([https://www.fdma.go.jp/relocation/bousai\\_manual/index.html](https://www.fdma.go.jp/relocation/bousai_manual/index.html) など) を見て、日頃から正しい知識を身に付けましょう！

## 5.その他

会社の規則、寮則、日本の法令は必ず守りましょう。

犯罪者は日本人、外国人を問わず罰せられます。犯罪者のレッテルは一度貼られると剥がすことはできません。

- ・無断外泊は禁止です。会社・組合のルールに沿って許可をとりましょう。  
(許可が下りない場合も有ります。指示に従いましょう)

皆さんが安全に日本で生活するための規則です！一時の楽しみや興味のために人生を棒に振るような事態が起こらぬよう必ず規則を守りましょう！

### **万引き・キセル・自転車の拾い乗りは犯罪です！許されません！**

残念なことですが、外国人の犯罪組織が特定技能の皆さんをターゲットに犯罪に巻き込むケースが増えています。同国人でも甘い誘いには乗ってはいけません！甘い話には必ず落とし穴があります！自分で自分の身を守ってください！

**パスポート、在留カードはアジアコンサルティング・企業以外渡してはいけません！入国管理局から直接提出を求められることはありません！あなたのパスポート、在留カードが狙われています！気をつけて下さい！**